

特別養護老人ホーム福寿荘きらきらサービス重要事項説明書

1. 事業者

事業者名 社会福祉法人 戸川会 代表者氏名 理事長 依田忠
所在地 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1307-1 電話番号0556-22-7531(代表)

2. 利用施設

施設名 特別養護老人ホーム 福寿荘きらきら
施設所在地 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 1307-1
施設長名 井上 智之
電話番号 0556-22-7531 FAX番号 0556-20-1210

3. 理念及び運営方針

☆法人の理念

・峡南地域の恵まれた自然を背景に、快適な生活環境の中で利用者、家族、職員とのより良い人間関係により、真に温かい安らぎの場となるように家庭的な雰囲気のもと、援助者であることを念頭に施設サービスを充実し、安心して生活出来るように努めます

☆施設の運営方針

私たちは当施設を、次の方針を基に運営いたします

- ・1人ひとりの自立を尊重したケアの実現を目指します
- ・1人ひとりの生活リズムを尊重した生活施設を目指します
- ・1人ひとり個別化した利用者本位のサービスの提供を行います
- ・地域に根ざす施設として利用者・家族・地域のみならず愛され、満足される施設を目指します

4. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		山梨県知事事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成19年 4月 9日	1970700900	30名
在宅	通所介護事業	平成19年 4月 9日	1970700918	25名
	居宅介護支援事業	平成11年 7月 30日	1970700827	35名

5. 施設の概要

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
個室	30	425.89㎡	14.19㎡

主な設備など

- ・利用定員 入所30名(3ユニット・認知専用ユニット無)
- ・建物 鉄筋コンクリート2階建(総床面積:1階 921.89㎡:2階1,074.37㎡)
- ・設備 個室30室
入浴(器械入浴・個別浴槽・足浴)・ミニキッチン・障害者用トイレ

6. 職員体制(主たる職員)

職 種	員 数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長	1	1				施設長認定資格・社会福祉主事
事務職員	3		(2)	1		
生活相談員	1	1				社会福祉主事・介護支援専門員
介護支援専門員	(1)		(1)			介護支援専門員
介護職員	18	11	1	6		介護福祉士・ヘルパー2級など
看護職員	4	3	(1)			看護師・準看護師
機能訓練指導員	(1)		(1)			看護師など
管理栄養士	1	1				管理栄養士
医 師	2				2	標榜診療科目／内科・精神科
業 務 員	4	1			3	
その他	2			2		

※カッコ内は兼務再掲したものです。

7. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間 帯
施 設 長	正規勤務時間帯 8時30分～17時30分
事 務 職 員	正規勤務時間帯 8時30分～17時30分
生活相談員	正規勤務時間帯 8時30分～17時30分 9時00分～18時00分
介 護 職 員	早出 7時00分～16時00分 遅出 11時00分～20時00分 夜勤 16時00分～00時00分 明け 00時00分～ 9時30分
看 護 職 員	早出 7時00分～16時00分 遅出 10時00分～19時00分
機能訓練指導員	早出 8時30分～17時30分 遅出 9時30分～18時30分
管理栄養士	正規勤務時間帯 8時00分～17時00分 8時30分～17時30分／デイセンター兼務
医 師	非常勤 ・内科医13時00分～14時00分 ・精神科医14時00分～16時00分

8. 協力病院

病院：山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢340-1 峡南医療センター 富士川病院 TEL0556-22-3135(代表)
山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 1806 社団医療法人峡南会 峡南病院 TEL0556-22-4411
医院：山梨県西八代郡市川三郷町岩間 2138 医療法人いその会 磯野医院 TEL0556-32-1881
歯科：山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢706 早川歯科医院 TEL0556-22-0526

9. 入所要件

当施設では、特例入所要件に該当する者(要介護1・2)及び要介護認定3から5の要介護者を対象に利用できます。但し、特例入所要件に該当する者を除いて、入所後更新申請等において要介護認定2以下の決定を受けた方については、契約を解除させていただきます。(平成27年3月以前に入所されている場合は要支援の決定を受けた場合は契約を解除させていただきます。)

また、生活保護法による指定介護機関の指定を受けていないため、生活保護を受給している方に対しては入所できません。

10. 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	栄養士のたてる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食べていただけるように配慮します。 (食事時間)朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食 17:30～
口腔衛生管理	入所者の口腔の状態に応じた適切な援助を毎食後及び適宜実施するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう計画的に支援します。
栄養管理	入所者の状態に応じた栄養管理を行うとともに、自立した日常生活を営むことができるよう栄養状態の維持、改善を図ります。
排 泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	年間を通じて週2回の入浴または清拭を行ないます。 寝たきり等で座位がとれない方は、機械を用いての入浴を行います。
離床、着替え 整 容	寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	機能訓練指導員により入所者の身体状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	嘱託医師により、毎週2日間1回あたり1時間以上の診察日を設け、健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医や協力医療機関等に責任をもって処置を引き継ぎます。 入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その通院介助をできるだけ配慮します。

	(当施設の嘱託医師) 氏 名 磯野真由樹 診療科 内科(所属医院 医療法人いその会 磯野医院) 診療日 毎週2日間、1回あたり1時間以上
相談及び援助	当施設は、入所者及び契約者からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうようつとめます。 (相談窓口) 生活相談員 入所者の施設介護サービス計画書が作成されるまでの間についても、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します
社会生活上の便宜	当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜・多様なレクリエーション行事を企画します。

(2)その他介護給付サービス加算

加 算	加 算 条 件
日常生活継続支援加算Ⅱ＊1	介護福祉士の配置割合、新規入所者の介護度又は認知症度の所定の割合及びたんの吸引等を行う利用者の所定の割合が算定要件を満たした場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ＊1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が8割以上または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が3割5分以上配置した場合
看護体制加算Ⅱ口	常勤、看護職員を2名以上配置し、施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、配置医師の勤務時間以外(早朝、夜間及び深夜を除く)に施設に訪問して入所者に対して診療を行った場合
	配置医師が施設の求めに応じ、早朝(6:00-8:00)・夜間(18:00-22:00)に施設に訪問して入所者に対して診療を行った場合
	配置医師が施設の求めに応じ、深夜(22:00-6:00)に施設に訪問して入所者に対して診療を行った場合
協力医療機関連携加算(1)	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
夜間職員配置加算Ⅳ口	所定の配置人数より1名以上の夜勤職員を配置し、夜間を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等と連携して個別訓練計画を作成、計画に基づき実施した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ＊2	入所者ごと褥瘡発生と関連のあるリスクについて、評価を行い評価結果について厚生労働省へ提出し、褥瘡管理の実施にあたって当該情報を活用し、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成、褥瘡管理を実施、記録、計画書の見直しした場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ＊2	入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算Ⅰ＊3	排泄介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価し、評価結果を厚生労働省に提出のうえ、排泄支援にあたって当該情報等を活用した場合であって、排泄に介護を要する原因を分析、支援計画を作成、計画に基づき実施した場合
排せつ支援加算Ⅱ＊3	施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに悪化がない又は、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合
排せつ支援加算Ⅲ＊3	施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合
初期加算	入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合に30日間加算
外泊時費用	入所者が入院及び外泊した場合6日間を限度として加算。 (但し、入院・外泊の初日及び末日の負担はありません)
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した入所者を施設内で療養した場合
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が、低栄養状態の利用者に対して食事の観察を週3回以上行い、栄養状態等を踏まえた食事の調整を実施し、退所する場合は退所後の食事相談支援を行う場合であって、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理の実施にあたり、当該情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合

科学的介護推進体制加算	入所者ごとの心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出し、提出した基本情報及びその他の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、多職種共同して自立支援に係る計画書を策定、計画書に従ったケアを実施した場合であって、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる該当者に経口維持計画書を作成し医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理した場合
療養食加算	療養食(糖尿病食・心臓病食等)を提供した場合
再入所時栄養連携加算	医療機関から施設へ再入所にあたり特別食等を提供した場合 特別食とは、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置基準数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人かの介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでチームケアを実施している場合
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合
ADL維持等加算Ⅰ×4	入所者全員の初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた入所者の調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く入所者のADL利得を平均して得た数が1以上で、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出、フィードバックを受けている場合
ADL維持等加算Ⅱ×4	入所者全員の初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた入所者の調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く入所者のADL利得を平均して得た数が3以上で、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出、フィードバックを受けている場合
看取り介護加算Ⅱ1	看取り介護を行った場合(死亡日以前31～45日)
看取り介護加算Ⅱ2	看取り介護を行った場合(死亡日以前4～30日)
看取り介護加算Ⅱ3	看取り介護を行った場合(死亡日、前日、前々日)
看取り介護加算Ⅱ4	看取り介護を行った場合(死亡日当日)
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後に生活する居宅を訪問、居宅サービス等について相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	入所者の退所後30日以内に入所者の居宅を訪問して相談援助を行った場合(1回限り)
退所時相談援助加算	食事、入浴、健康管理等生活に関する相談、運動機能、日常生活動作の維持・向上を目的とした各種訓練、家屋の改善、介助方法に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、居宅支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合
退所時情報提供加算	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して当該入所者の同意を得て当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合
特別通院送迎加算	透析を要する入所者が、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある場合に、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合
高齢者施設等感染対策加算(Ⅰ)	新興感染症及び一般感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関と連携体制を構築し、一定の要件を満たす医療機関や地域の医師会が階差する研修に参加、助言や指導を受けている場合
高齢者施設等感染対策加算(Ⅱ)	一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定の単位数にサービス別加算率(140/1000)を乗じた単位数を加算
※上記については、必要に応じて加算することとします。(※1～4はいずれかを加算いたします。)	

(3)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者及び契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

②居住に要する費用(光熱水費及び室料)

当施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、利用者の方には光熱水費及び室料相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当たり)のご負担となります。

③預かり金管理サービス費

利用者及び契約者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。

- ・管理する金銭の形態:日常生活等で使用する金銭を施設で管理します。
- ・出納方法:別に定める入所者預り金等管理サービス取扱要綱のとおり。
- ・代行業務:利用者の便宜を図るため、公租公課、入申告等の代行業務を行います。
- ・お預かりできるもの:預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑等
- ・費用について:入所者預り金等管理サービス取扱要綱にて預り金等管理費をお支払いいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は負担となります。費用の額等詳細については、別紙その他日常生活費等利用申込徴収同意書のとおり。

⑤移送に係る費用

利用者の通院や入退院時等の移送サービスを行います。ただし、嘱託医師の指示によるものでない場合や買物代行等の利用者及び契約者のご希望での通院・入院等に関しましてはご負担となります。

⑥理髪サービス

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃等)をご利用いただけます。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(4)その他

- ①サービス提供記録の閲覧は、土日曜日・祝祭日を除く午前8時から午後5時までです。
- ②サービス提供記録等の複写は、実費相当額を負担していただきます。
- ③上記①②については、別途「個人情報の取り扱い」による所定手続きにより行なわれます。

11. 利用者負担金 お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

(1)法定給付 (単位:円)

区分(契約者)	利用者負担金				単位
	1 割	2 割	3 割		
要介護1	768	1536	2304	1 日	
要介護2	836	1672	2508		
要介護3	910	1820	2730		
要介護4	977	1954	2931		
要介護5	1043	2086	3129		
日常生活継続支援加算Ⅱ	46	92	138		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	44	66		
看護体制加算Ⅱ口	8	16	24		
夜間職員配置加算Ⅳ口	21	42	63		
精神科医療養指導加算	5	10	15		
栄養マネジメント強化加算	11	22	33		
初期加算	30	60	90		
外泊時費用	246	492	738		
新興感染症等施設療養費	240	480	720		
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	6	9		
看取り介護加算Ⅱ1・2・3・4	72 144 780 1580	144 288 1560 3160	216 432 2340 4740		
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	100	150	1 月	
自立支援促進加算	280	560	840		

生活機能向上連携加算Ⅱ	200	400	600	1月
排せつ支援加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	10 15 20	20 30 40	30 45 60	
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120	240	360	
経口維持加算Ⅰ	400	800	1200	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ	3 13	6 26	9 39	
ADL維持等加算Ⅰ・Ⅱ	30 60	60 120	90 180	
協力医療機関連携加算(1)	100	200	300	
特別通院送迎加算	594	1188	1782	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	20	30	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5	10	15	1回
配置医師緊急時対応加算(勤務時間以外)	325	650	975	
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	650	1300	1950	
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1300	2600	3900	
再入所時栄養連携加算	200	400	600	
療養食加算	6	12	18	
安全対策体制加算	20	40	60	
退所前後訪問相談援助加算	460	920	1380	
退所時相談援助加算	400	800	1200	
退所前連携加算	500	1000	1500	
退所時情報提供加算	250	500	750	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記所定単位数にサービス別加算率(140/1000)を乗じた単位数を算定			1月

(2)法定外給付

利用者負担段階	居住費(日額) 室料+高熱水費	食費(日額)
第1段階	880円	300円
第2段階	880円	390円
第3段階①	1,370円	650円
第3段階②	1,370円	1,360円
第4段階	3,000円	1,950円

※第4段階の料金は施設と利用者の契約により定められた契約金額です。

①居住費については、外泊及び入院時(3カ月)に、お部屋を確保している場合は費用を徴収させていただきます。
入院・外泊時費用算定時以降は、減免対象者の方(利用料段階1段階～3段階)は度額相当、減免対象外の方(利用料段階4段階)は契約金額のご負担となります。

②介護保険料を滞納している場合は、いったん利用者が、施設介護サービス費(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分を請求していただくことになります。

(3)利用者負担金の支払い方法

上記利用者負担金の支払いは、「福寿荘きらきらサービス利用料金表」により、毎月15日までに月単位で請求しますので毎月20日までにお支払いいただきますようお願いいたします。原則として、自動口座引き落としとなります。

(4)領収書の発行

事業所は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(5)サービス提供証明書の発行

事業所は、利用者から利用者負担金の支払いを受け、利用者から求められたときは、利用者に対し提供した老人福祉施設介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

(6)居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用者負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。

12. 非常災害時の対策

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム福寿荘きらきら消防計画」に則り対応を行います。(平成19年3月29日届出)			
近隣との協力関係	富士川町、青柳町区と非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練 及び防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム福寿荘きらきら消防計画」に則り、年間2回以上夜間及び昼間の災害を想定した非難訓練を入所者の方も参加し実施します。			
	設備名称	個数	設備名称	個数
	スプリンクラー	有	非常通報装置	有
	自動火災報知機	有	漏電火災報知機	有
	誘導灯	22箇所	非常用電源	有
消防計画等	防火扉			
	2箇所			
消防計画等	消防署への届出日(平成29年6月9日)			
	防火管理者 井上智之			
その他				

13. 相談窓口、苦情対応について

提供する介護サービスについて、利用者等から苦情が寄せられたときは、次のとおり迅速かつ的確な対応により適切な解決につとめます。

(1) 苦情解決責任者

特別養護老人ホーム福寿荘きらきら 施設長：井上智之

(2) 苦情受付担当者

特別養護老人ホーム福寿荘きらきら 生活相談員：古屋寛明

(3) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分

(4) 第三者委員

(戸川会監事)：〒400-0601 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 716 樋口昇 TEL 0556-22-1838
(戸川会監事)：〒400-0501 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町 1233-1 深澤健夫 TEL 0556-22-1477

(5) 法人の住所及び電話番号

〒400-0502 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 1307-1 福寿荘きらきら
(TEL)0556-22-7531 (FAX)0556-20-1210

(6) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決につとめます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④本法人で解決できない苦情は、行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

富士川町福祉保健課	〈所在地〉山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134 〈電話〉 0556-22-7207 〈FAX〉0556-22-2761 〈受付時間〉9:00～17:15
山梨県国民健康保険団体連合会	〈所在地〉山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 （自治会館内） 〈電話〉055-223-2111 〈FAX〉 055-233-1204 〈受付時間〉9:00～17:00
山梨県社会福祉協議会 「運営適正化委員会」	〈所在地〉山梨県甲府市北新 1-2-12 〈電話〉 055-254-8610 〈FAX〉 055-254-8614 〈受付時間〉9:00～17:00

(7) 第三者評価の実施状況について

提供する福祉サービスの質について、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関による、専門的かつ客観的な立場からの評価（第三者評価）及び結果の公表は実施していません。

14. 介護事故発生時の対応について

施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

(1) 利用者及び契約者への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行うとともに、引き続き看護職員を呼び最善の処置を行います。

②管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所に対応できない場合には、担当医又は管理者の指示により協力医療機関等へ移送します。

③利用者及び契約者への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や契約者等に誠意を持って説明し、申し出についても誠実に対応します。

④利用者及び契約者への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って利用者及び契約者に対して補償します。

⑤事故記録と報告

利用者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し再発防止対策につとめます。

(2) 行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

15. 身体拘束・高齢者虐待防止対策の徹底

施設において利用者の人権擁護、虐待防止のための次に掲げる措置を講じます。

(1) 適正な支援が実施されるよう、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び身体拘束を行わないための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。

(2) 施設における高齢者虐待の防止及び虐待発生時の対応方法についてマニュアルを整備し、利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。

(3) 介護に携わるすべての職員に、高齢者虐待防止対策や人権擁護における意識を高めるための研修を定期的に実施します。

16. ハラスメント防止対策の徹底

施設において利用者や家族等から職員へのハラスメント防止のための次に掲げる措置を講じます。

(1) ハラスメントに関する啓発活動を行うとともに、利用者の継続的で円滑な介護サービス利用と、職員が就労しやすい環境づくりに努めます。

(2) 施設におけるハラスメント防止のためのマニュアルを整備し、ハラスメント対策についての研修を定期的に実施します。

(3) 利用者や家族及び職員等のハラスメントの相談窓口を設置し、その窓口を周知します。

17. 感染症対策体制の徹底

施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。

(2)施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策についての研修及び訓練を定期的に実施します。

18. 褥瘡防止対策について

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

- (1)入所者の生命及び人権を尊重し、生活の質の向上の為、褥瘡をつくらぬ看護・介護を行います。
- (2)褥瘡予防の正しい知識と技術、発生時の治療法、ケアの対策についての啓蒙、統一的な情報管理を行います。

19. ターミナルケアの取り組み

福寿荘きらきらの限られた施設機能の中で、全人格的関わりを通して「尊厳のある死」を模索し、利用者と家族に平安の時を提供することを目的とする為に、次のとおりの取り組みを行います。

- (1)施設理念に基づいて運営方針や援助目標に明記する。
- (2)利用者、家族に対して説明が行なわれ、意思確認をする。
- (3)職員にターミナルケアについて教育を行う。

20. 個人情報に対する取り組み

社会福祉法人 戸川会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

21. 成年後見制度の利用支援について

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、代理契約者等との連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

22. 当施設利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、その都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。面会時間は、緊急の場合を除き午前8時から午後8時までとなっています。ただし、インフルエンザなどで入所者の方や職員へ感染の恐れがある場合は、面会をご遠慮ください。
外出・外泊	外出届及び外泊届願に必要事項を記入・押印し、必ず行先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備器具の使用	施設内の居室、設備及び器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫煙	屋外に喫煙場所を設置し決められた以外での喫煙はお断りします。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動及び政治活動等	施設内で、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
貴重品の持ち込み等	高額な貴金属については、施設での保管管理を行うことができませんので、施設内で発生して紛失、破損などについて施設で責を負うことはできません。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
(入所時)健康診断証明書	健康状態を把握するため主治医からの情報提供により必要な健康状態が把握できない場合には、施設所定の健康診断証明書の提出を求める場合があります。

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

施設入所サービスの開始にあたり、利用者・利用者代理人に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業所〉 住 所 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 1307-1

事業所名 特別養護老人ホーム福寿荘きらきら

(山梨県指定番号 1970700900)

〈説 明 者〉

所属・職

氏 名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設入所サービスについて重要事項の説明「ターミナルケア・個人情報取り扱いを含む。」を受け了承同意しました。

〈代理契約者〉 住 所

氏 名

印

〈利用者〉 住 所 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 1307-1

氏 名

印